日光市監査委員告示１５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和７年６月１７日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

（公印省略）

１　監査の対象　　地域振興課・栗山行政センター
２　監査の期間　　令和７年５月１６日～令和７年５月２７日
３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

地域振興課

４　監査の期間

令和７年５月１６日～令和７年５月２７日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について、令和７年３月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

（１） 人口減少が著しい当市においては、転入転出者を対象として移住定住施策の参考にすることを目的としたアンケートを実施しており、その結果は、これからの人口減少対策を講じる上で大変貴重なデータである。引き続きアンケートを通じたデータの収集に努め、得られた結果等を関係課と共有して、各施策の検討材料として活用されたい。

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

栗山行政センター

４　監査の期間

令和７年５月１６日～令和７年５月２７日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について、令和７年３月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

（ア）会計年度任用職員の振替代休の取り扱いに誤りが見受けられた。

・半日（４時間）に満たないにもかかわらず振替代休としていた。

・休日（１日）出勤の代休の取得において、１日あるいは４時間（半日）単位で代休を取得すべきところ、２時間等規則にない時間で繰り返し取得し、合計して１日分の代休として対応していた。

８　意見及び要望

（１）人口減少・少子高齢化が進む栗山地域においては、地域住民への生活支援や福祉サービス支援が重要であることはもとより、栗山地域の活性化の機運を高め、住民が地域へ一層の誇りと親しみをもって住み続けられるよう、地域振興課や関係課と連携を図りながら、地域資源を活用した魅力ある事業にも精力的に取り組まれたい。